

入札説明書

社会福祉法人碧南市社会福祉協議会大浜保育園外壁及び防水改修工事に係る公告に基づく、一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 工事名 大浜保育園外壁及び防水改修工事
- 2 工事場所 碧南市本郷町地内
- 3 工期 令和4年11月8日（火）から令和5年3月17日（金）まで
- 4 工事概要 塗膜防水約500㎡
シート防水約270㎡
外壁塗装約1,580㎡

5 契約保証金

(1) 落札者（契約者）は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めること。

(2) ただし、落札者（契約者）が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人碧南市社会福祉協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者（契約者）から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及びその他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。また、

担保の価値は、その保証する金額とする。

ア 碧南市契約規則（平成5年2月15日規則第1号）第32条第1項にて準用する同規則第10条に規定する担保。ただし、文中「市長」とあるものは、「社会福祉法人碧南市社会福祉協議会長」と読み替える。

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証。

6 技術者の配置

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者を本契約成立の日（令和4年11月7日予定）の翌日から完了届を提出する日まで配置すること。また、配置予定の技術者は所属建設業者と入札参加申込みのあった日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

7 官公庁その他への手続き

(1) 工事施工上に必要な諸手続き、特定施設設置届、仮設用電力、仮設用給水の引き込み手続き（請負者において仮設用水道メーターを設置し、費用負担とすること）、道路、その他他人管理の土地使用の手続き等は一切請負業者において行い、その費用を負担すること。

(2) 着手前に既設状況を確認し、破損等における損害を与えた場合は、請負業者において復旧し、その費用を負担すること。

8 工事に対する厳守事項

(1) 各工事に伴い関係法令を厳守するとともに、各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。

(2) 工事に先立ち仮設計画を行い、付近住民等の安全及び構内の安全に十分留意し、工事を行うこと。

(3) 工事に関連して、資材及び土砂搬入出等における車両が多く見込まれる期間については、関連工事業者間において調整し、ガードマン等を設置し周辺の安全に努めること。

(4) 資材等の搬入については、監督員と十分な協議のうえ、付近住民等の安全及び構内

の安全に配慮した搬入路を確保し安全施設を確保すること。

- (5) 工期期間は、現場内及び周辺の安全に努めること。
- (6) 工事車両の駐車については、請負者において駐車場を確保すること。特に付近の住民の安全に支障をきたすような路上駐車等は決して行わないこと。
- (7) 工事の進捗について、材料確認、施工・承認図及び計画書等は書面にて事前に提出し、監督員の承認を得ること。

9 第三者の損害防止

- (1) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については請負者において一切を処理、解決し、その費用を負担すること。
- (2) 工事中は付近の構造物、道路、地下埋設物などに損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音、振動等に際しては公害防止条例その他の法律、規程に従い十分な養生及び防止柵をすること。
- (3) 万一、第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、請負者において処理解決し、その費用を負担すること。

10 火災保険等

工事目的物を火災保険等の保険に加入すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認したうえで落札者とし、全ての入札参加者に対して、落札決定通知を送付する。なお、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。
- (2) 落札候補者は、令和4年10月28日（金）までに、事後審査に必要なウに掲げる書類（以下「事後資料」という）を（ア）から（ケ）までを順に並べ、持参により提出すること。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後資料の提出を求める場合がある。

ア 提出場所

社会福祉法人碧南市社会福祉協議（碧南市山神町8丁目35番地）

イ 提出部数

1部

ウ 提出書類

(ア) 条件付一般競争入札参加資格審査申請資料

(イ) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（令和4年4月1日以降のものに限る。）

(ウ) 建設業許可通知書の写し

(エ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(オ) 施工実績を証明する書類

(カ) 本工事に専任で配置する予定の技術者について、所定の資格を有することを証明する書類の写し

(キ) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し

(ク) 地方公共団体の「入札参加資格者名簿」に建築工事業者として登録したことがわかる資料

(3) 落札候補者の事後審査において入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。この場合は上位の落札候補者の審査が終了した日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に（2）ウに定める書類を提出するものとする。

(4) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適合通知書の通知を受けた日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、その旨を記載した書面を郵送又は持参により提出すること。

(5) （2）ウ（オ）に係る書類とは、次のいずれかの書類をいう。

ア CORINS登録済の工事实績

記載した工事について、財団法人日本建設情報センター（以下「JACIC」という。）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）における竣工登録工事カルテ受領書及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテ（竣工時データ）の詳細アウトプットデータ、又は登録内容確認書（処理区分が竣工登録のもの）

の。) (以下「工事カルテ等」という。)

イ CORINS工事カルテ等の補足資料

CORINS工事カルテ等を保有していない場合、一部不足（竣工登録工事カルテ受領書は保有しているが詳細アウトプットデータを保有していない等）している場合又は工事カルテ等では記載した施工実績が判別しがたいと判断される場合は、記載した工事实績が判別できる補足資料を添付すること。この際、契約書（工事名、発注者、請負者、契約金額、工期の記載および発注者、請負者双方の印があるもの。変更契約が行われた場合は変更契約書も含む。）及び当該工事の発注者による完了検査の結果、合格であったことを証する書面の写しは必ず添付し、その他設計書鏡、工事費内訳書等工事概要が判別できる資料及び受注形態が共同企業体である場合は出資比率がわかる資料の写しを添付してください。

12 その他

- (1) 現地については、各業者にて確認することとする。
- (2) 提出書類への捺印は、代表者印によるものとする。
- (3) 碧南市の契約規則等に準拠することから、碧南市契約規則、碧南市入札心得書等の例規、設計図書等を熟読し、入札に参加すること。
- (4) 計画内容に変更がある場合には誠意を持って対応すること。
- (5) 問い合わせ先

碧南市山神町8丁目35番地

社会福祉法人碧南市社会福祉協議会

担当：石川

電話：0566-46-3702

F A X：0566-48-6522

Eメール：kanrika@hekinan-shakyo.jp